

電気供給約款別紙（九州電力送配電株式会社管内）

実施要綱 九州 のむシリカ電力 高負荷率型電灯

1. 本別紙の適用エリア

この別紙は次の地域に適用します。

福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

2. 料金計算方法

電気料金については以下の計算方法が適用されます。

電気料金＝①基本料金＋②電力量料金±③燃料費調整額±④離島ユニバーサルサービス調整額＋⑤再生可能エネルギー発電促進賦課金

①基本料金は、3（契約種別、料金単価等）ホ（基本料金および電力量料金単価）(a)のとおりとします。

②電力量料金＝電力量料金単価×使用電力量

③燃料費調整額＝燃料費調整単価×使用電力量

④離島ユニバーサルサービス調整額＝離島ユニバーサルサービス調整単価×使用電力量

⑤再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量

ただし、燃料費調整額の加減算につきましては、電気供給約款（九州のむシリカ電力 低圧）（以下「本約款」といいます。）別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、本約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引くこととし、本約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、本約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えるものとしたします。また、離島ユニバーサルサービス調整額の加減算につきましては、本約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、本約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、本約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、本約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

3. 契約種別、料金単価等

当契約種別については、技術的に当社でご契約を行う事が難しい場合には、ご契約をお断りする場合がございます

ます。

イ) 適用範囲

低圧で電気の供給を受けて、電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(a)契約容量が原則として50キロワット未満であること

(b)1需要場所において動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

なおこの契約種別から他の契約種別に供給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、この実施要綱を適用しません。

ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

ハ) 季節区分および時間帯区分

(a)季節区分は、次のとおりとします。

①夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

②その他季

毎年1月1日から6月30日および10月1日から12月31日までの期間をいいます。

(b)時間帯区分は、次のとおりとします。

①昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。

②夜間時間

毎日午前0時から午前8時まで及び午後10時から翌日の午前0時までの時間をいいます。

ニ) 契約容量

契約容量は、本約款別表6（契約容量および契約電力の算定方法）(1)または(3)に定める算定方法に準ずるものとします。

ホ) 基本料金および電力量料金単価（税込）

(a)基本料金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

10kVA以下の場合	1契約につき	11,080円48銭
10kVAを超える場合	上記をこえる1kVAにつき	1,108円05銭

(b)電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。ただし、～（使用電力量の算定等）(b)の場合で、当社が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、電力量料金の算定上、夜間時間の使用電力量とみなします。

①昼間時間

昼間時間の使用電力量のうち、夏季に使用された使用電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季	その他季
1kWhにつき	昼間	26円10銭	23円41銭

②夜間時間

1kWhにつき	11円64銭
---------	--------

ヘ) 使用電力の算定等

(a) 料金の算定期間の時間帯別の使用電力量は、時間帯ごとに、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（需給契約を消滅させる場合は、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値とします。ただし、その1月の夜間時間の使用電力量は、その1月の使用電力量からその1月の昼間時間の使用電力量を差し引いたものとします。

(b) 夜間蓄熱型機器の計量等

技術上、経済上やむをえない場合は、この実施要綱別表（夜間蓄熱型機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱型機器」といいます。）の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該夜間蓄熱型機器については、専用の屋

内電路を施設し、直接当該夜間蓄熱型機器に接続していただきます。また、当該一般送配電事業者は、夜間時間以外の時間または毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給を原則としてシャ断します。

なお、当該一般送配電事業者は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱型機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

ト) その他

この実施要綱の契約種別を適用した後1年に満たないお客さまについては、原則として他の契約種別に変更することはできません。

附 則

1 実施期日

この実施要綱は、令和5年7月1日から実施いたします。

別 表

1 夜間蓄熱型機器

- (1) 夜間蓄熱型機器とは、主として夜間時間に通電する機能を有し、通電時間中に蓄熱のために使用される貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。
- (2) (1)の「主として夜間時間に通電する機能」とは、次の場合を含みます。
 - イ お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合
 - ロ 3へ(b)の場合で、当社が夜間時間以外の時間または毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間以外の時間に当該 機器への電気の供給をしゃ断する装置を取り付けた場合
- (3) 夜間蓄熱型機器の取付け、取替えまたは取外しをされる場合は、当社に申し出ていただきます。
- (4) 当社は、夜間蓄熱型機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。